作　業　基　準

第　1　章　　目　　的

(目的)

第　1　条　　この基準は、安全管理規程に基づき、横浜港・川崎港内航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第　2　章　　作　業　体　制

(作業体制)

第　2　条　　運航管理代務者は、乗船待機中旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施するものとする。

2　船長は、船員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施するものとする。

第　3　章　　危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第　3　条　　刀剣、銃器、兵器、爆発物及びその他の危険物は、やむを得ない場合を除き船内への持込みを禁止するものとする。危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2　旅客の手荷物が前項に該当するおそれがあると認めるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて旅客立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

3　前2項の措置を行ったときは、直ちに状況を運航管理者へ報告するものとする。

第　4　章　　乗 下 船 作 業

(乗船準備作業)

第　4　条　　旅客の乗船は、船長より旅客乗船に支障なき旨の通報を運航管理代務者が確認した後行う。

2　運航管理代務者は、旅客を乗船口へ誘導する。

3　運航管理代務者及び船員は、乗船旅客数(無料幼児を含む)を把握し旅客定員を超えていないことを確認して、船長へ報告するものとする。

(離岸作業)

第　5　条　　運航管理代務者及び船員は、旅客の乗船完了を確認し、船長の指示により離岸作業を行うものとする。

(船内巡視)

第　6　条　　船長は航海中、船員に船内を巡視させ、船員は異常の有無を船長に報告するものとする。

(着岸作業)

第　7　条　　船員(必要のある場合には運航管理代務者を含む。)は、船長の意図する場所において旅客が下船に支障がない様迅速、確実に係留作業を行う。

2　着岸作業により、旅客及び当事者が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう充分注意するものとする。

(係留中の保安)

第　8　条　　船長及び運航管理代務者は,旅客の乗下船がある間旅客の安全に支障がない係留方法、歩み板等の保安に充分注意するものとする。

(下船作業)

第　9　条　　船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、下船のために必要な作業の開始を指示するものとする。

2　船員は、運航管理代務者と協力して歩み板を必要とするときは架設した後旅客を誘導下船させるものとする。

第　5　章　　船内作業

(潮位と気圧の把握)

第　10　条　　運航管理員は、毎航海営業所において潮汐表による潮位と気圧計による気圧を測定し、船長へ報告するものとする。

2　船長は発効前運航管理員が営業所で測定した潮位及び気圧の情報を常に把握し運航に従事するものとする。

3　船長は、発航前山下営業所又は横浜駅東口営業所の潮位標識により潮位を確認するものとする。

4　船長は、山の内橋梁及び新港橋、汽車道橋下船上との空間が 30 ｃｍ以上あることを確認するものとする。

(見張り)

第　11　条　　船長は、山の内橋梁及び新港橋、汽車道橋への接近に先立ち、乗組員を船橋外に立たせ、先航､反航船の有無、船舶の動静及び同橋梁下の潮位を確実に把握するものとする。

(船上空間の確認)

第　12　条　　船長は、山の内橋梁及び新港橋、汽車道橋の手前 40ｍの地点で乗組員により橋柱上の標識により潮位と船上空間を確認、報告させるものとする。

(引継ぎ事項)

第　13　条　　船長は、いかなる状況の交代においても把握した気象・海象又は山の内橋梁及び新港橋、汽車道橋下潮位等の事項を記帳により被交代者に確実に引き継ぐものとする。

(夜間航行における注意事項)

第　14　条　　船長は、夜間航行に関し次の事項に留意するものとする。

2　夜間航行に先立ち、航海灯及び補助灯等の点灯状況を確認する。

3　山の内橋梁及び新港橋、汽車道橋通過に際し、橋梁手前 40ｍにおいて補助灯へ、橋梁通過後航海灯への切換えを行うものとする。

4　夜間航行は、他船の灯火と街の灯火が重なり見えにくくなることから他船の灯火を見落とさないよう見張りを厳重に行うものとする。

第　6　章　　旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第　15　条　　副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して放送及び掲示により次の事項を周知するものとする。周知事項は、乗船切符発売所及び旅客待合所に掲示する。

(1) 旅客は、乗下船時係員の誘導に従うこと

(2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと

(3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかけ行為をしないこと

(4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項
(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)
(マリーンルージュ：フライングデッキ使用条件)

第　16　条　　船長は、次に掲げる条件の一に該当する場合はフライングデッキを使用してはならない。

(1)　風速が 10m/ｓ以上となったとき。

(2)　雨天のとき。

(3)　利用者が 100 人に満たしたとき。

(4)　その他船長と運航管理者が協議し、使用を不適と判断したとき。

2　フライングデッキの安全を確保するため、船員又は乗務員は下記の作業に努めるものとする。フライングデッキ開放中は、常時船員 1 名を同デッキ上に配置するとともに監視カメラを作動させ監視に努めるものとする。多客時においては、2 名の監視員を配置し、デッキ上に 100 名を超えることのないよう努めるものとする。椅子のホールドは、強風時及びフライングデッキ閉鎖中においては所定の設備により確実に固縛するものとする。

3　フライングデッキ使用中止する場合、船員及び乗務員は利用客に対し、丁重に説明し、トラブルが発生しないよう努めるものとする。

(旅客に対する遵守事項等の周知)

第　17　条　　船長は、旅客が乗船している間適宜放送等により次の事項を周知するものとする。

(1)　旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項

(2)　救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3)　非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等)

(4)　病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

2　船長は、船内の見やすい場所に前項の周知事項を掲示しておかなければならない。

(小型船舶の旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第　18　条　　小型船舶（20G/T 未満の船舶）における船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

(1)　暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。

(2)　12 歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。

(3)　気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。